

平成 2 7 年筑北村議会 6 月定例会会議録 第 3 号

平成 2 7 年 6 月 1 2 日

第 3 号 (6月12日)

○開 議	3
○議事日程の報告	3
○議案第54号の質疑、討論、採決	3
○議案第55号の質疑、討論、採決	4
○議案第56号の質疑、討論、採決	4
○議案第57号の質疑、討論、採決	5
○議案第58号の質疑、討論、採決	5
○議案第59号の質疑、討論、採決	6
○議案第60号の質疑、討論、採決	7
○議案第61号の質疑、討論、採決	7
○議案第62号の質疑、討論、採決	8
○議案第63号の質疑、討論、採決	8
○議案第64号の質疑、討論、採決	9
○議案第65号の質疑、討論、採決	9
○議案第66号の質疑、討論、採決	18
○議案第67号の質疑、討論、採決	18
○議案第68号の質疑、討論、採決	19
○議案第69号の質疑、討論、採決	19
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○請願第2号の討論、採決	24
○陳情第1号の討論、採決	24
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○閉会中の継続調査の申し出	30
○議員派遣の件	30
○村長あいさつ	30
○閉 会	32
○署 名	33

平成27年6月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第3号）

平成27年6月12日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第54号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合規約の一部を変更することについて
- 日程第 2 議案第55号 筑北村支所設置条例について
- 日程第 3 議案第56号 筑北村公告式条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第57号 筑北村課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第58号 筑北村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第59号 筑北村営バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第60号 筑北村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第61号 筑北村防災行政無線施設設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第62号 筑北村体育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第63号 筑北村立学校の統合に関する条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第64号 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議案第65号 平成27年度筑北村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第66号 平成27年度筑北村バス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第67号 平成27年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第68号 平成27年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第69号 平成27年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第70号 筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第18 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 請願第 2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書
- 日程第20 陳情第 1号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書
- 日程第21 発議第 3号 筑北村議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 2 2 発議第 4 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書

日程第 2 3 発議第 5 号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

日程第 2 4 閉会中の継続調査の申し出

日程第 2 5 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 5 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	山 田 寿 君	2 番	鎌 田 欣 子 君
3 番	横 山 敬 君	4 番	佐 藤 文 男 君
5 番	待 井 安 登 君	6 番	沖 村 智 君
7 番	中 村 弘 君	8 番	宮 島 義 次 君
9 番	太 田 守 彦 君	10 番	山 崎 広 道 君
11 番	小 山 正 博 君	12 番	前 山 健 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	関 川 芳 男 君	副 村 長	倉 下 正 弘 君
教 育 長	宮 下 敏 彦 君	総 務 課 長	岩 淵 俊 夫 君
会 計 管 理 者	小 村 忠 君	企画財政課長	滝 澤 昭 文 君
住 民 福 祉 課 長	玉 井 光 一 君	産 業 課 長	宮 島 治 彦 君
建 設 課 長	花 岡 孝 芳 君	子ども支援課 生涯学習課長	藤 原 孝 一 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	高 野 弥寿生	事 務 局
---------	---------	-------

◎開議の宣告

○議長（前山健治議員） 改めまして、おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席人員は12名で、定足数に達しております。

したがって、ただいまから平成27年筑北村議会 6月定例会第3日の会議を開きます。

なお、今日はちょっと朝から蒸しておりますので、上着等は適宜ご判断をいただいて脱いでいただいても結構かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（前山健治議員） それでは議事日程により、会議を進めます。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 日程第1、議案第54号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合規約の一部を変更することについてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第54号 東筑摩郡筑北保健衛生施設組合規約の一部を変更することについては、原案のとおり可決をされました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第2、議案第55号 筑北村支所設置条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第55号 筑北村支所設置条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第3、議案第56号 筑北村公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第56号 筑北村公告式条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第4、議案第57号 筑北村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第57号 筑北村課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第5、議案第58号 筑北村公の施設の指定管理者の指定
手続等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第58号 筑北村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部
を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第6、議案第59号 筑北村営バス設置条例の一部を改正
する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第59号 筑北村営バス設置条例の一部を改正する条例については、原案
のとおり可決をされました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第7、議案第60号 筑北村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第60号 筑北村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第8、議案第61号 筑北村防災行政無線施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第61号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第61号 筑北村防災行政無線施設設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第9、議案第62号 筑北村体育施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第62号 筑北村体育施設設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第10、議案第63号 筑北村立学校の統合に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第63号 筑北村立学校の統合に関する条例を廃止する条例については、
原案のとおり可決をされました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第11、議案第64号 過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第64号 過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決を
されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第12、議案第65号 平成27年度筑北村一般会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

5番、待井議員。

○5番(待井安登議員) 5番、待井です。

済みません、1点、今回の補正には計上はないわけなんです、社会就労センターについて1点お願いをしたいと思います。

実は委員会の席で、設計業者が決まっていよいよ歩き出したということを報告いただきました。その中で私、今まで就労センターの関係でいろいろ質問等をさせていただいたわけなんです、その中で指導員さんの意見をぜひ取り入れてというようなお願いをしてきたところ、ところが指導員さんの話の中では、設計屋さんが来たことをちょっと知らなかったというような話を耳にしました。というのは私、指導員さんをご承知のように非常に毎日の就労されている方の面倒を見たり、それから製品の運搬、あるいは搬入というようなことの中で、就労されている皆さんの気持ちを考えながら働いているというように私は承知をしているつもりです。しかしいろんな話を聞く中では、何か中で所長が1人で概略図といいますか、絵を描くような形の中で進んでいるというように私はとれています。

中で一番身近で働いていただいている指導員さんの、どうしたら環境がよくなるか、あるいは働きやすい施設にやっていただけるか、造っていただけるかということをぜひ聞いていただきたいというふうに私は思います。今までそういった話がないようなことを私は聞いています。ですのでこれからでも遅くないと思いますので、ぜひそういった内部調整といいますか、内部でよく話をさせていただいて、所長はすべてのことは承知はしているかと思いますが、ぜひ内部の会議を持っていただいて、皆さんが働きやすいような状況をぜひ作っていただきたいというふうに私は思います。

だから不安に思っている方が反対してほしいというような、行くのは嫌だなというような話が多分はっきりしない話の中で多分出ているのではないかなというふうに私は思います。ですのでしっかり中で調整をしていただいて、これから計画を進めていってほしいというふうに私は強く思います。

そしてある程度煮詰まった段階で、全協の席でも結構ですので、ぜひそういった席で図面といいますか、こういうふうに造っていききたいというようなことを示していただきたいというふうに思います。

直接関係ありませんけれども、ぜひ私の意を酌み取っていただいて、そのようにぜひお願

いをしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（前山健治議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（玉井光一） ただいまご意見をいただきました就労センターにつきましては、先日の社会文教常任委員会の中でも同様のご意見をいただいたところであります。その後、早速就労センターの所長に連絡をして、早急に内部の調整会議をとっていただくよう、日程をとっていただきたいということも申し上げてありますので、大変申しわけありませんが、ちょっと遅れていますけれども、これから皆さんに説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前山健治議員） 5番、待井議員。

○5番（待井安登議員） ぜひそういったことで住民福祉課長のほうからも、調整をとっていただくような形を指導といいますか、話をしていただいて、進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（前山健治議員） ほかに質疑ございますか。

9番、太田議員、どうぞ。

○9番（太田守彦議員） 9番、太田ですが、私は歳出の11ページ、総務費の一般管理費、その中で委員会のほうでも質問させていただきましたが、済みません、12ページになりますね。合併記念の関係です、委託料の。最初にまずこれ済みませんが納得いくまで質問させていただきます。

最初にまず企画財政課長に伺いますが、今回一般財源を364万5,000円減っているようになりますけれども、この減った364万5,000円につきましては、当初予算で合併記念事業委託料162万円を計上してあるんですが、この162万円を一般財源から落として、地域振興基金繰入金に今回の255万4,000円に161万9,000円を乗せたと、そういう理解でよろしいですか。

○議長（前山健治議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（滝澤昭文） 合併関連に関しましては、当初予算で盛ってありまして、そのところの財源は一般財源を充ててあります。今回、合併関連の事業がある程度固まったところで、当初予算分と合わせてその分を地域振興基金を充てまして、その分を一般財源を減らしたということです。この地域振興基金につきましては、使途が限られておりまして、国等へも報告するものですから、この事業が固まった時点で財源に盛ったということです。

以上です。

○議長（前山健治議員） 太田議員。

○9番（太田守彦議員） まず質問の1点目ですが、私がこの金額が合わないという指摘をしなかったらまずこの説明は受けなかったわけですね、基金を取り崩すという説明は。なおかつこの突っ込んだときに、どうして説明が、的確な説明がされないか、一般財源から振り替えた。要するに組み替えがあったわけですね。その組み替えた、いいですか、地域振興基金繰入金を使うと決めたのは、いつ、どういった指示、あるいは予算査定の中で行ったのか、そこら辺の事情、もう少し詳しく伺います。よろしくお願いします。

○議長（前山健治議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（滝澤昭文） 振り替えがいつ決まったかというのは、この1号補正の査定の段階です。これにつきましては地域振興基金、現在、積み立てが1億幾らがあるわけなんです、その分がソフト事業でなければ使えないということで、ずっと今まで使ってはきていないわけなんです、使途の目的からいって、これは合併特例債から積み立てているものですから、合併10周年ということで財源としてふさわしいのではないかとということで、この1号補正の査定時に基金から繰り入れるということ、そしてその分を一般財源を減額するということを決定しました。

○議長（前山健治議員） 太田議員。

○9番（太田守彦議員） まず納得いかない理由の1点目ですが、昨年のこれは多分総務課長になるかと思いますが、平成26年度筑北村会計補正予算（第1号）、これは昨年の6月9日ですが、このときに委託料で合併記念ビデオ作成ということで253万円盛っているんですね。そのときはこれ全部一般財源でやっているんですよ。それで今年の当初予算でも162万円組んでいるわけですね。そのときにどうして地域振興基金を使おうという話にならなくて、なぜ今回の補正のときにその基金を取り崩そうとなったのか、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（前山健治議員） 企画財政課長。

○企画財政課長（滝澤昭文） 当初予算のときの財源については、ちょっと私、引き継ぎを受けておりませんので申しわけないんですけど、基金の使途として適切であるということ、それとこれ今1億、地域振興基金ですから今、1億6,136万7,954円が26年末の残高なんです、こちらのほうも活用していかなければいけないということで、今回の補正で財源を振り替えさせてもらいました。

これにつきましては基金の積み入れたことについてのご質問なのか、当初から基金を繰り

入れることをどうしてやらなかったのか、その辺のところでちょっと聞かせていただきたいんですが。

○議長（前山健治議員） 太田議員。

○9番（太田守彦議員） 私は筑北村資金の積立基金条例第53号、これを調べてまいりましたが、地域振興基金は地域振興に資する事業の財源に充てるために設置したということになっております。これは合併時の条例になっています。

まず先ほど私が申したのは、昨年の補正です、26年度の1号補正で合併記念ビデオ作成委託料253万円を盛っているんですが、そこでも例えば今のお話で合併記念だからという説明であればなぜ去年の補正の段階でこの基金を取り崩さなかったのかという問題が1点、それから今年の当初予算でもそういうふうに基金を取り崩そうという考えがあれば、一般財源ではなくて162万円も基金ではなかったのでしょうかという質問が2点目です。それで今回、今年の当初予算分もさかのぼって基金を取り崩そうと、それはどうしてですかというのが3点目。あともう1つ言わせてもらおうと、今年の専決で第7号補正があったんですが、第7号補正でこの合併記念ビデオ作成委託料253万円も、では基金を取り崩すという考え方であればこの専決の中で基金を取り崩してもいいと私は思っているんですね。要は筋が通っていないんですよ。結局何が言いたいかというと、私は委員会のときにも説明しましたがけれども、いよいよ一般財源が厳しくなって、それで基金を取り崩そうという話になったのではないかと、どうしてもそう察するしか思えないんですね。その説明がまずない。基金を取り崩すのであれば筋を通せば去年の補正もそうですし、今回の基金についてもきちんと説明してもらえばわかるんですけども、突っ込まないと回答が出てこない。きのう沖村議員が質問しましたがけれども、私は基金の取り崩しというのは恐らく財政のあれは別としても、2年、3年後には基金の取り崩しが始まるのかなというふうには考えていたんですが、なし崩し的に今回この地域振興基金を取り崩すということを説明なく何ていうんですか、基金を繰り入れるということについては、どうしても納得できません。財政シミュレーションも提示されていないという中で、今回の対応についてちょっと副村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（前山健治議員） 副村長。

○副村長（倉下正弘） ただいまご質問の基金と一般財源の関係でございますが、基本的には基金というのは一般財源化できるものと、それから特目、目的基金というものが大きく分けであるという中で、うちの村、一般財源として使える基金は財政調整基金、それからただいまの地域振興基金は、これはソフトのほうにというものでございます。

基金の取り崩しの関係につきましては、一般財源がちょっと厳しいかなという見込みがある中で取り崩しをしようという考え方になろうかと思います。

まず一般財源、昨年度の中でビデオの関係、一般財源をなぜ使ったかということについては、一般財源に言い方としては若干余裕があったという考え方のもと、一般財源を充当しました。それから今回については、やはり6月補正の中で、まだ交付税額等々が決まらないという予測の中では、過大に一般財源を充当してしまうと財政圧迫があるということで、今回は地域振興基金を取り崩して充当したという考え方でございます。

大枠はそんなところでございますが、議員ご指摘の点については、やはり大事になってくるのは財政のシミュレーションだというふうに考えております。これを早急に作る中で、ご提示して、なぜ基金を取り崩したか、なぜ今回は取り崩さなくてもよかったのか、明確に今後説明できるように努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（前山健治議員） 太田議員。

○9番（太田守彦議員） まだ納得できないのは、そういった経緯があるにしたら、今回の255万4,000円だけを繰り入れると、なぜ当初予算分まで繰り入れてきたのか、一般財源から。本来に一般財源が今の地方交付税が出るまで、例えば財源のやりくりが厳しいからという説明をそれならそれで最初から言ってほしいんですね。今の話で、ではなぜ当初予算の161万9,000円分まで繰り入れたのか、ちょっともう一度回答をお願いいたします。

○議長（前山健治議員） 副村長。

○副村長（倉下正弘） 1つには、やはり地域振興基金、ソフトのほうに充当しろということで、現在は進んでおります。ソフト事業に充当するというのはなかなか難しい点もございまして、今1億6,000万円ほどあるんですけれども、いいソフトに充当していかないとこの合併特例債の部分については特別来ているものでございますので、後々の国の検査等にも対応できることをしていかななくてはいけないということで、今回当初の予算まで含めた額を地域振興基金の充当というふうに考えて実施をいたしました。

以上です。

○議長（前山健治議員） 太田議員。

○9番（太田守彦議員） そういうことであれば、一番ポイントになるのは本当にもう一般財源が、今、交付税の確定というか、交付待ちだということであれば、多少は納得はできるん

ですけれども、本当にもう一般財源もかなり厳しくなってきたという、要するに財政シミュレーションが提示されてきてないわけなんですね。だからこうやってチェックしているんですよね。そこら辺も前も申し上げましたけれど、議会とも共有していただかないと、私はちょっとこの基金の取り崩しを説明もなく今回行われたということについては、ちょっと承知しかねておりますので、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（前山健治議員） ほかに質疑ございますか。

沖村議員。

○6番（沖村 智議員） 6番、沖村です。

私は一般会計補正予算（第1号）、19ページ、農業振興費についてご質問というか、委員会でも同様のお話をしましたが、再度確認という意味も含めてでございます。そもそも論で補正額の金額について私のほうで申し上げることはございません。年間を通じていろんなことが起きるでしょうから、このような形で補正が上がってくるということ自体はやむを得ないのかなと考えております。

ただ、今回のこの補正をもちまして1点、行政サイドにお願い申し上げたい、また委員会でもお願い申し上げたんですけれども、特に村が扱っている住民団体との契約の管理、これは合併当初からのものをそのまま引き継いでいるような場合があるかと思います。契約というものは確かに文章でなっているので、そこに書かれている内容等が正しいというのが法的な解釈になるんでしょうけれども、ただ、実際、昨日一般質問でもしましたが、住民団体自体も高齢化が進んでいるわけでございまして、この契約の内容等について契約の更新時や毎年の協定時に詳しく行政と団体が確認をし合って、これでいいよねと、これでできるよね、できないよねというすり合わせ等が、お忙しいでしょうから全部はできていないんじゃないのかなというところが予測されます。やっぱりそこは1つのルールに基づいて、厳しくするということではございません。契約の内容をしっかりと検討して、見直すべきところは見直す、または逆に補助が必要なところは補助をふやす等、十分な検討をしていただいて、これは2つあると思うんですけれども、1つは年度でなるべくこういうような補正が出てこないように対応していただきたいということと、もう1つは先ほど申し上げたように住民団体も高齢化しておって、そこをやはり契約等で長期的にサポートしていくことで、後継者が育つと。今は多分この村のいろんな指定管理やその他委託団体というのは高齢の方がやられていて、後継者というのがなかなか育っていないのではないかなと考えるわけでございます。

ですのでこの補正がどうのこうのということではございませんが、行政のほうでそこは本

当に非常に業務としてはふえるかもしれませんが、きめ細やかな対応が私は既に必要な時期に入ってきたのかなと考えておりますので、これがお願い申し上げたい点。

それと再度、ちょっと細かい点でくどくど申しわけございませんが、昨日の一般質問の流れの中で、地域振興券の移動販売車でも買えないような方は、本当に買えるのかというちょっと問い合わせが入りましたので、再度言質をとるという意味で、移動販売車でも買えない方に対してしっかりと地域振興券を手渡すということの言質をとりたくて確認の質問を申し上げます。

○議長（前山健治議員） 産業課長。

○産業課長（宮島治彦） 最初の指定管理のことでございますけれども、当初の基本協定5カ年という期間がございます。当然経過とともにそういった事態が生じることは予測されるわけでございますので、年度間協定の折にその辺については十分精査して進めてまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の地域振興券でございます。基本的には予約販売ということで一斉発売の折にお買い求めをいただくというところでございますけれども、それで買えない方については、移動販売車、「おたがいさま」でお買い求めをいただきたいというふうに考えております。さらにそれでも買えない方につきましては、申し込みさえしていただければ、商工会のほうで後々のフォローということで、まだお買い求めになっておりませんが、いかがでしょうかというような問い合わせもできるということでフォローをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（前山健治議員） 沖村議員。

○6番（沖村 智議員） 今、ご回答いただいたご対応をぜひお願いしたいと思います。

それでこれは質問ということではないんですけれども、委員会でも申し上げましたけれど、特に契約の管理ということについて、私自身何が一番必要かという知識だと思うんですよ。これは日々それぞれの個々の担当者がそこに専念して得られる知識と、そうではなくてスペシャリストとして契約等を管理する知識というのは、若干違いが私はあると思います。その中で総務課の中で契約等の管理をしていただけないかというようなことをご依頼申し上げたわけですが、やはりそういう方を設置して、いわゆる契約のことであれば役場のこの人に聞けば間違いないと、こんなような体制をまた作っていただけるよう努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（前山健治議員） ほかに質疑ございますか。

山崎議員。

○10番（山崎広道議員） 10番、山崎です。

私はちょっと歳入について、8ページですけど、委員会で委員長だったので、その辺ちょっと本会議で、ここで私の関心のあるところがございますので、質問させていただきます。

負担金の関係でございます。この関係で節の3の過年度分の児童福祉負担金です。この24万8,000円、5万8,000円の根拠の月額幾らでとか、そういう形で説明を求めます。

○議長（前山健治議員） 教育次長。

○教育次長（藤原孝一） 過年度分につきましては、何人かの今までの保育料25年等々、24、25等の過年度分でございます。これにつきましてはそれぞれの課と担当しながら徴収をしてきたわけでございますけれども、これにつきましてはその関係と、どうしてもリンクする部分でのことがありまして、少しずつ分納なり等々でいただいていた、現在この保育料につきましては何人かでございますけれども、特定の方がありまして24万8,000円になっております。ほかの健全育成事業利用負担金につきましても、5万8,000円、それも同でございます。

以上です。

○議長（前山健治議員） 山崎議員。

○10番（山崎広道議員） 保育料というのは26年から無料化してきて、それから未満児とか時間外については有料であるということでございます。私の提案ですけど、26年度の決算のときには26年から過年度、26年がないとすれば、24、25、きちっと説明いただけるよう、またその辺の資料をプライバシーがあるかと思っておりますけれども、整えていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○議長（前山健治議員） ほかに質疑ございますか。

それでは質疑を終わりにします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 済みません、全員ではなくて挙手多数でございます。

したがって、議案第65号 平成27年度筑北村一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決をされました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第13、議案第66号 平成27年度筑北村バス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第66号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第66号 平成27年度筑北村バス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決をされました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第14、議案第67号 平成27年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第67号 平成27年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決をされました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第15、議案第68号 平成27年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第68号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第68号 平成27年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決をされました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第16、議案第69号 平成27年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第69号 平成27年度筑北村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、
原案のとおり可決をされました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第17、議案第70号 筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。朗読並びに提案理由の説明を求めます。
事務局長。

○事務局長（高野弥寿生） 議案第70号 筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定期間の
変更について。

筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定期間（平成23年3月18日議決）を次のとおり
変更する。

平成27年6月12日提出。

筑北村長、関川芳男。

以上です。

○議長（前山健治議員） 村長。

○村長（関川芳男） 議案第70号 筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定期間の変更についてですが、坂井体験農園施設運営組合の組合員の高齢化により、今後の運営を継続する自信がないということから、今シーズン限りでの事業撤退の申し出によるものでございます。
よろしくご審議いただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（前山健治議員） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより議案第70号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（前山健治議員） 全員挙手。

したがって、議案第70号 筑北村坂井体験農園施設の指定管理者の指定期間の変更については、原案のとおり可決をされました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第18、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。朗読並びに提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（高野弥寿生） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めます。

記

住所、筑北村東条2509番地。

氏名、一之瀬知卓

生年月日、昭和26年12月15日生まれ。

平成27年6月12日提出。

筑北村長、関川芳男。

以上です。

○議長（前山健治議員） 村長。

○村長（関川芳男） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてですが、平成27年9月30日で任期が満了する人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。

今回諮問をお願いしました一之瀬知卓氏は、略歴にもありますとおり経歴を経て現在、坂北荘の有償サポーターとしてご活躍いただいております、住民の信頼も厚く、人権擁護委員として適任であることと判断されることから、推薦をお願いするものでございます。

詳細につきまして、担当課長よりご説明申し上げます。

以上です。

○議長（前山健治議員） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（玉井光一） ただいまの諮問にかかわる内容であります、法務省から任期が満了する人権擁護委員について、推薦依頼があったものでございます。

人権擁護委員は、村内において4名の方をお願いしているところでございますが、本年9月30日をもって任期満了となる1名の方について、推薦をお願いしたいものでございます。

今回推薦をお願いしている一之瀬知卓氏は、略歴にありますとおり平成24年3月に長年お勤めになられた会社を退職後、坂北荘の有償サポーターに継続してご尽力いただきまして、地元の役員も歴任されるなど、住民の皆様からの信頼も厚く、適任者であると考えます。

一之瀬知卓氏のご意思をお聞きしたところ、初めてのことはあるが、人権問題に対し前向きに取り組めるよう協力していきたいということでございました。

以上のことから、一之瀬知卓氏のご推薦をお願いいたします。

以上です。

○議長（前山健治議員） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

この件についてほかにご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） お諮りをいたします。諮問第1号については、適任ということで意見を付し答申することに決定をいたしました。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

続きまして、委員会に付託した請願・陳情の審査結果の報告を求めます。山崎社会文教常任委員長。

山崎社会文教委員長。

○社会文教常任委員長（山崎広道議員） 社会文教常任委員長の山崎です。

別紙がお手元に行っているかと思います。請願・陳情審査報告書です。一緒に報告させていただきます。

本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受付の関係でございます。番号からいきますと27ということで、請願第2号、付託年月日です。27年6月5日。件名、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書。

審査の結果です。6月5日の日、委員会で審査しました。

委員会の意見、請願の趣旨により本件は採択と決定いたしました。

続きまして、陳情第1号、付託日です。同じく27年6月5日。件名、年金積立金の専ら被保険者の利益のために安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書でした。

審査の結果です。採択。これにつきましては年金積立金ということで、近年社会文教常任委員会にも初めての件でございまして、委員の中でそれぞれ意見を出し合いまして、まとめたのが委員会の意見としたことでございます。

陳情の趣旨により本件は採択と決定いたしました。

以上、報告させていただきます。

○議長（前山健治議員） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより請願・陳情について討論、採決を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎請願第２号の討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第19、請願第２号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書について討論、採決を行います。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより請願第２号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長報告の通り決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 異議なしと認めます。

したがって、請願第２号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

◎陳情第１号の討論、採決

○議長（前山健治議員） 日程第20、陳情第１号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これより陳情第１号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第１号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める陳情書については、委員長報告のとおり採択とすることに決定をしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 続いて日程第21、発議第3号 筑北村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。朗読を求めます。

事務局長。

○事務局長（高野弥寿生） 発議第3号 筑北村議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の件について、筑北村議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成27年6月12日。

筑北村議会総務常任委員会委員長、山田寿。

筑北村議会議長、前山健治様。

以上です。

○議長（前山健治議員） 提出者の趣旨説明を求めます。山田総務常任委員長。

山田委員長。

○総務常任委員長（山田 寿議員） 総務常任委員長、山田でございます。

では筑北村議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

これは行政の組織機構の見直しによりまして、村民課が廃止となる筑北村課設置条例が7月21日から施行されることに伴いまして、議会常任委員会の所管を合わせるため、筑北村議会委員会条例の第2条を改正するものであります。

具体的には総務委員会の所管に村民課がございますので、それを削除するものです。

詳細は3枚目の新旧対照表のとおりです。右の欄が改正前、左の欄が改正後でございます。改正箇所はアンダーラインの部分であります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

以上です。

○議長（前山健治議員） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これから発議第3号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 筑北村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

お諮りをいたします。先ほど採択となりました請願・陳情等に関する意見書等の案件が提出されました。これらを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 異議なしと認めます。

したがって、これらを日程に追加し、議題とすることに決定をしました。

ここで暫時休憩をとります。資料配付がございますので、休憩といたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時57分

○議長（前山健治議員） それでは休憩を解き、引き続き会議を行います。

追加の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 日程第22、発議第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書を議題といたします。朗読を求めます。

事務局長。

○事務局長（高野弥寿生） 発議第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書。

上記の件について、筑北村議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成27年6月12日。

提出者、鎌田欣子。

賛成者、佐藤文男。

筑北村議会議長、前山健治様。

以上です。

○議長（前山健治議員） 提出者の説明を求めます。

鎌田議員。

○2番（鎌田欣子議員） 2番、鎌田です。提出者の趣旨説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

今日ある教育的諸課題の解決を思うとき、「義務教育費国庫負担制度」を堅持することは国民全体の切なる願いです。「義務教育費国庫負担制度」については、昭和60年度予算において旅費、教材費が除外されて以来、さまざまな改正が行われ、平成17年秋には現状を維持すべきだという中央教育審議会の答申が出されたにもかかわらず、国庫負担率が2分の1から3分の1へ引き下げられました。平成26年度予算編成においても、国庫負担率のさらなる削減や「義務教育費国庫負担制度」そのものの見直しを検討課題にすることが危惧されます。

義務教育の水準の維持と機会均等及び地方財政の安定を図るため、「義務教育費国庫負担制度」の堅持と国庫負担率2分の1へ復元されるよう、意見書を国の関係機関へ提出するものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いします。

○議長（前山健治議員） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤文男議員） 4番、佐藤です。

ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（前山健治議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これから発議第4号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前山健治議員） 日程第23、発議第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を議題といたします。朗読を求めます。

事務局長。

○事務局長（高野弥寿生） 発議第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。

上記の件について、筑北村議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成27年6月12日。

提出者、小山正博。

賛成者、鎌田欣子。

筑北村議会議長、前山健治様。

以上です。

○議長（前山健治議員） 提出者の趣旨説明を求めます。

11番、小山議員。

○11番（小山正博議員） 11番、小山です。提出者の趣旨説明を申し上げます。

公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

しかしグリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題等により国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。未納者、未加入者は約305万人で、将来無年金、低年金となり、生活困窮に陥る可能性が高いと予想さ

れています。

そのような中で、政府は成長戦略である日本再興戦略などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）に対し、リスク性資産割合を高める方向での改革を求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。ましてG P I Fには保険料供出者である被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。

リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やG P I Fが責任をとるわけでもなく、被保険者・受給者が被害をこうむることになります。

以上のことから、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を国の関係機関へ提出するものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いします。

○議長（前山健治議員） 2番、鎌田議員。

○2番（鎌田欣子議員） ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（前山健治議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論もございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書は、原案のとおり可決をされました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（前山健治議員） 続いて日程第24、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定をいたしました。

◎議員派遣の件

○議長（前山健治議員） 続いて日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定をしました。

なお緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますので、ご了承ください。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（前山健治議員） ここで村長より、あいさつをお願いします。

村長。

○村長（関川芳男） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

6月5日から本日まで、8日間にわたり報告3件、承認9件、議案18件を上程させていただきましたが、慎重審議をいただき、本日ここにすべての議案をお認めいただき、大変ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

4月の人事異動により、新しい課長2名が議会に初めて出席をし、議員の皆様には資料及び説明に不備があったことに対しお詫びを申し上げます。

4月、新年度がスタートして2カ月余りが過ぎました。この間、全国各地からいただいているふるさと納税寄附金が6月10日現在で、申込者410件、金額にして343万円であり、昨年に比べてすごい伸びになっております。また、お礼の品が心配でもあります。

さて、本定例会の坂北庁舎での議会も本日をもって終わりとなり、9月定例会から筑北村本庁議場で開催されます。10年間この議場で慎重審議をいただいたことに、改めて感謝を申し上げます。

また、来月21日より本庁に移り、業務が始まります。それに伴い7月1日付で少しの人事異動と、3カ月の研修が終わる3名の新規職員の配属も予定しております。議員の皆様には改めてご連絡を申し上げます。

7月になりますと、例年のごとく建設産業委員の皆様には道路関係のそれぞれの同盟会の総会が開催されますが、暑いときの開催でありますので、よろしくお願いをいたします。

また、皆様には今後ますますお体に気をつけていただき、議員活動をしていただき、村民との交流を深め、議会と理事者側と両輪になり、村の発展に努めていただくことをお願いし、6月定例会の閉会のあいさつといたします。

大変ご苦勞さまでございました。

○議長（前山健治議員） 村長あいさつが終わりました。

お諮りをいたします。これで本定例会は閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（前山健治議員） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（前山健治議員） それでは本日の会議を閉じ、平成27年筑北村議会 6 月定例会を閉会
といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 1 0 時 1 0 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 前 山 健 治

署 名 議 員 太 田 守 彦

署 名 議 員 山 崎 広 道